

第三十四回国会 衆議院 内閣委員会 議 録 第二十四号

(三三五)

昭和三十一年四月五日(火曜日)

午前十時四十八分開議

出席委員

委員長 福田 一君

理事 淺香 忠雄君 理事 高橋 等君
理事 石橋 政嗣君

生田 宏一君

小金 義昭君

橋本 正之君

飛鳥田 一雄君

杉山 元治郎君

中村 時雄君

出席國務大臣

國務大臣 石原幹市郎君

國務大臣 益谷 秀次君

出席政府委員

自治政務次官 丹羽喬四郎君

總理府事務官 (自治庁長官官房長) 柴田 護君

委員外の出席者

専門員 安倍 三郎君

四月五日

委員芳賀貢君及び角屋堅次郎君辭任につき、その補欠として岡良一君及び柏正男君が議長の指名で委員に選任された。

本日の會議に付した案件

国家公務員災害補償法等の一部を改正する法律案(内閣提出第一二二二号) 自治庁設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第九九号)

○福田委員長 これより會議を開きます。

国家公務員災害補償法等の一部を改正する法律案を議題とし、政府より提案理由の説明を求めます。益谷國務大臣。

国家公務員災害補償法等の一部を改正する法律案

国家公務員災害補償法等の一部を改正する法律

(国家公務員災害補償法の一部改正)

第一条 国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第九十一号)の

一部を次のように改正する。

第九条第三号を次のように改め、同条第六号を削る。

三 障害補償

イ 第一種障害補償

第十三条第一項中「障害補償として」を「同表に定める第一級から第三級までの等級に該当する身体障害がある場合には、第一種障害補償として、当該障害が存する期間、同表に定める障害の等級に応じ、一年につき平均給与額に同表に定める日数を乗じて得た金額を毎年支給し、同表に定める第四級から第十四級までの等級に該当する身体障害がある場合には、第二種障害補償として、」に改め、同条第四項に次のただし書を加え、同条第五項中「加重した場合に

は、」の下に「人事院規則で定めるところにより、」を加える。

ただし、同項の規定による等

級が第三級以上になる場合は、この限りでない。

第十三条に次の一項を加える。

6 第一種障害補償を受ける者の当該身体障害の程度に変更があつたため、新たに別表第一中の他の等級に該当するに至つた場合は、国は、人事院規則で定めるところにより、新たに該当するに至つた等級に應ずる障害補償を行なうものとし、その後は、従前の障害補償は、行なわれない。

第十四条中「国は、」の下に「人事院規則で定めるところにより、」を加える。

級が第三級以上になる場合は、この限りでない。

第十三条に次の一項を加える。

6 第一種障害補償を受ける者の当該身体障害の程度に変更があつたため、新たに別表第一中の他の等級に該当するに至つた場合は、国は、人事院規則で定めるところにより、新たに該当するに至つた等級に應ずる障害補償を行なうものとし、その後は、従前の障害補償は、行なわれない。

第十四条中「国は、」の下に「人事院規則で定めるところにより、」を加える。

第十九条を次のように改める。

第十九条 削除

第二十条第一項中「補償を受けるべき者」を「第二種障害補償又は遺族補償を受けるべき者」に改める。

第二十五条中「労働者災害補償保険審査官」の下に「の決定」を加え、「労働者災害補償保険審査会の決定」を「労働保険審査会の裁決」に改める。

第二十六条第一項中「補償を」の下に「受け若しくは」を、「文書」の下に「その他の物件」を加える。

第二十七条第一項中「補償を」の下に「受け若しくは」を加える。

第二十八条第二項を削る。

第三十四条第一号中「文書」の下に「その他の物件」を加える。

別表第一日数の欄中「一、三四〇」を「二四〇」に、「一、一九〇」を「二一三」に、「一、〇五〇」を「一八八」に改め、同表第十三級の項中「第三の足指を含む」を「第二の足指を含む」に改め、同表備考一「万国式視力表」を「万国式視力表」に改める。

別表第二等級の欄中「第一級」を「第二級」に改め、

削り、同表日数の欄中「二四〇」を「一八八」に改める。

(特別職の職員に就する法律の一部改正)

第二条 特別職の職員に就する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)の一部を次のように改正する。

第一条中「給与」の下に「及び公務による災害補償」を加える。

第十四条の次に次の一条を加える。

(災害補償)

第十五条 特別職の職員(第一条第三十号及び第三十一号に掲げる特別職の職員を除く。以下この条において同じ。)の公務上の災害に対する補償及び公務上の災害を受けた特別職の職員に対する福祉施設については、一般職の職員の例による。

(労働基準法等の施行に伴う政府職員に係る給与の応急措置に関する法律の一部改正)

第三条 労働基準法等の施行に伴う政府職員に係る給与の応急措置に関する法律(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第一項中「及び第六十八条の規定並びに国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第九十一号)第一条に規定する職員に係る」を、「第六十八条及び」に改め、「当該基準」の下に「船員法第九十二条に規定する基準による場合において、障害の程度が同法の別表に掲げる第一級から第三級までに該当するときは、国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第九十一号)第十三条第一項中「平均給与額に同表に定める日数」とあるのは、「船員法第九十二条に規定する標準報酬の月額に同法の別表に定める月数の六分の一の月数」と読み替えて国家公務員災害補償法第十三条第一項(第一種障害補償に関する部分)に限る。」及び関係規定を適用した場合における基準とする。」を加える。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一条中「国家公務員災害補償法第二十六條第一項、第二十七條第一項及び第三十四條第一号の改正規定は、公布の日

から起算して十日を経過した日から施行する。

(障害補償に關する経過措置)

第二条 この法律(前条ただし書に係る部分を除く。)の施行前に生じた事由に係る障害補償については、なお従前の例による。

(国家公務員共済組合法の一部改正)

第三条 国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第百二十八号)の一部を次のように改正する。

第八十一条第二項中「又は同法第十九条の規定による打切補償若しくはこれに相当する補償を受けた時」を削る。

附則第二十條第三項中「第九十九條中」を「第八十一條第二項中「公務傷病がなつた時」とあるのは「公務傷病がなつた時又は労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第八十一條の規定による打切補償若しくはこれに相当する補償を受けた時」とに改める。

(第一種障害補償等の額に關する調整措置)

第四条 改正後の国家公務員災害補償法(以下「新法」という。)の規定による第一種障害補償を受ける者が、同時に、国家公務員共済組合法の規定による公務による障害年金を受けることができる場合(同法第八十六條の規定により、当該年金の一部の支給を停止される場合を除く。)には、その者に支給すべき新法の規定による第一種障害補償の年額は、当分の間、新法の規定にかかわらず、次の各

号に掲げる者の区分により、その年額から当該障害年金の算定の基礎となつた俸給年額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た金額に相当する金額を減じた額とする。

一 国家公務員共済組合法別表第三の上欄の一級に該当する者 百分の五十七・五

二 同欄の二級に該当する者 百分の四十二

三 同欄の三級に該当する者 百分の二十六・五

第五条 新法の規定による休業補償又は第一種障害補償を受ける者が、同時に、厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)の規定による障害年金の支給を受けることができる場合には、その者に支給すべき新法の規定によるこれらの補償の金額は、当分の間、新法の規定にかかわらず、次の各号の定めるところによる。

一 休業補償については、その金額からその支給期間に対応する期間に係る当該障害年金の額の百分の五十七・五に相当する金額を減じた額

二 第一種障害補償については、その年額から当該障害年金の額の百分の五十七・五に相当する金額を減じた額

第六条 新法の規定による第一種障害補償又はこれに相当する補償を受ける者についての恩給法(大正十二年法律第四十八号)第五十八條ノ五の規定の適用については、同条中「六年間」とあるのは「当該補償ヲ受クル間」と、「当該補償又ハ給付ノ金額ノ六分ノ一二相当スル金額」とあるのは「当該補償ノ年額」と読み替へるものとす。

当スル金額」とあるのは「当該補償ノ年額」と読み替へるものとす。

理由

労働者災害補償保険法の改正と対応し、国家公務員災害補償制度について、身体障害の程度の重い者及び長期の療養を要する者に対する補償の改善を行ふ等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○益谷国務大臣

ただいま議題となりました国家公務員災害補償法等の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由並びに内容の概略を御説明申し上げます。

この改正案は、三月十一日付をもつて人事院から政府に對しまして、さきに今国会に提案いたしました労働者災害補償保険法の一部を改正する法律案と対応して国家公務員の身体障害者等に対する保護の改善をはかるため、国家公務員災害補償法の一部改正について申し入れがありましたので、政府におきましてはこの申し入れに基づき、かつ特別職の職員についての同様の改正をもあわせ行なうこととして、今回の提案となつたものでございます。

改正の第一は、国家公務員災害補償法の一部を改正いたしまして、公務による身体障害の程度の重い者、具体的に申し上げますと、補償法では身体障害の程度を一級から十四級までに区分しておりますが、そのうちの一級から三級までの労働能力を全く失つた者に対して、従来の一時金にかえて年金を支

給し、もつて保護の万全を期したいというところ及び公務による負傷または疾病が三年を過ぎてもなおならない場合には、従来は、その後の療養費の支給にかえて一時金を支給する打ち切り補償の制度がございましたが、これを廃止し、そのような場合にも、完全になおるまで国の責任で療養を続けるようにしようとするものであります。この二点がおもな改正でございます。なおこの改正によりまして、身体障害者について、同一の事由により共済制度その他の年金制度に基づく年金との併給関係が生じますので、このような場合について二重の国庫負担を避けるための調整措置を講ずることとしたしております。

改正の第二は、特別職の職員に關する措置であります。従来、後に述べますところの労働基準法等の施行に伴う政府職員に係る給与の応急措置に關する法律によることとされておりました特別職の職員の公務災害補償については、今後右の応急措置法によらないこととし、特別職の職員の給与に關する法律の一部を改正しまして、一般職の職員の例によりこれを行なうこととしようとするものでございます。

改正の第三は、労働基準法等の施行に伴う政府職員に係る給与の応急措置に關する法律の一部を改正いたし、船員である職員について次に述べるような改正を行なうとするものであります。

すなわち船員の災害補償につきましては、従来国家公務員災害補償法によらずに、海上保安庁の海上保安士及び防衛庁の海曹以下の職員には、たゞいま述べました応急措置法による一時金

としての補償が行なわれ、その他の船員である職員には、船員保険法の規定による災害補償としての障害年金が支給されることとなつておりますので、今回この応急措置法による職員について、一般の職員と同様に年金を支給することとしたいということであり、また、何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛成下さいますようお願い申し上げます。

○福田委員長

本案についての質疑は後日に譲ることいたします。

○福田委員長

自治庁設置法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を許します。

御質疑はありますか。

――御質疑がないようですので、本案についての質疑は次会に譲ることいたします。

次会は明後七日午前十時より開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午前十時五十四分散会

内閣委員會議録第二十一号中正誤

印刷者 大蔵省印刷局

昭和三十三年四月八日印刷

昭和三十三年四月九日発行

衆議院事務局